

山梨県公報

第二千八百五十七号

平成三十一年

一月三十一日

木曜日

目次

告示

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数……………一五
- 児童福祉法第十三条第二項及び第六項の規定による児童福祉司の数を定める告示の廃止……………一五
- 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定……………一五
- 道路の区域変更……………一六
- 収納代理金融機関の指定の一部改正……………一六
- 収納代理金融機関の指定の廃止(三件)……………一六
- 収納代理金融機関の指定……………一七

公 告

- 平成三十年度林業用種苗生産事業者講習会の開催……………一七
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………一七
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………一八
- 大規模小売店舗の名称の変更の届出……………一九
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………一九
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二〇
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………二〇

告 示

山梨県告示第九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数(平成三十年山梨県告示第二十七号)は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 一
- 二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 ○・九四三九一二四六〇五三四
- 三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇三一一三三〇六四三七九四
- 四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 ○・九九五二二三三〇六三七九八
- 六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九七七三
- 七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇二〇六〇六三〇三四三六八
- 九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九六一六四一
- 十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

山梨県告示第十号

児童福祉法第十三条第二項及び第六項の規定による児童福祉司の数を定める告示(平成二十八年山梨県告示第三百二十号)は、廃止する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第十一号

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第八条第一項の規定により、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を次のとおり指定する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定希少野生動物植物種

- アカイシサンショウウオオ (サンショウウオ科)
- ホトケドジョウ (ドジョウ科)
- コヒヨウモンモドキ (タテハチヨウ科)
- クモマベニヒカゲ (タテハチヨウ科)
- ベニヒカゲ (タテハチヨウ科)
- オオイチモンジ (タテハチヨウ科)
- コヒオドシ (タテハチヨウ科)
- ミヤマシロチョウ (シロチョウ科)
- クモマツマキチョウ (シロチョウ科)
- カイクバイモ (ユリ科)
- コシノコバイモ (ユリ科)
- スルガジヨウロウホトトギス (ユリ科)
- ベニバナヤマシヤクヤク (ボタン科)
- ミヤマアケボノソウ (リンドウ科)
- ホザキツキヌキノソウ (スイカズラ科)

二 特定希少野生動物植物種

- ホトケドジョウ (ドジョウ科)
- カイクバイモ (ユリ科)
- コシノコバイモ (ユリ科)
- スルガジヨウロウホトトギス (ユリ科)
- ベニバナヤマシヤクヤク (ボタン科)
- ミヤマアケボノソウ (リンドウ科)
- ホザキツキヌキノソウ (スイカズラ科)

山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市万力字本林一八三〇番一―地先から 山梨市万力字本林一八三〇番一―地先まで	九・二 一―・三	九・二 一―・三	八六・一	八六・一

山梨県告示第十三号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	取扱事務の範囲	指定年月日	摘 要
北富士農業協同組合	南都留郡富士河口湖町船津三千四百六十三番地	歳入金、戻入金及び雑部金	昭和四十九年十月一日	
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目四番一号	同	同	取扱店舗は、甲府支店に限る。

山梨県告示第十四号

収納代理金融機関の指定（平成元年山梨県告示第二百六十二号）は、廃止し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第十五号

収納代理金融機関の指定（平成九年山梨県告示第三十七号）は、廃止し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第十六号

収納代理金融機関の指定（平成十一年山梨県告示第四百十号）は、廃止し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	取扱事務の範囲	指 定 年 月 日
山梨みらい農業協同組合	甲府市下飯田三丁目五番十二号	歳入金、戻入金及び雑部金	平成三十一年二月一日

公 告

●平成三十年度林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により平成三十年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開催日時 平成三十一年三月十三日（水）午前九時三十分から午後五時まで
- 二 講習場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁別館一階森林整備課会議室
- 三 受講対象者 山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行うおとする者

四 受講手続

- 1 提出書類 受講申込書
- 2 受講手数料 一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印をしないこと。なお、手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。）
- 3 受講申込書の配布期間及び配布場所 この公告の日から平成三十一年三月六日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、山梨県森林環境部森林整備課及び各林務環境事務所森づくり推進課において配布する。
- 4 受講申込書の受付期間、提出先及び提出方法 3に掲げる期間において、住所を管轄する林務環境事務所森づくり推進課に持参すること。

五 講習内容

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 六 その他
 - 1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
 - 2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―一二三―一六四六）又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

●大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び中沼繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
変更後	河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中村司朗 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

- 3 変更の年月日 平成三十年十二月四日
届出年月日 平成三十一年一月十八日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 山梨交通貢川ショッピングセンター 山梨県甲府市富竹一丁目三百三十五番一号外
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	山梨交通株式会社 代表取締役 小澤建雄
変更後	山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英

代表取締役 高野三雄 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号	山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号
---------------------------------	-------------------

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社コジマ 代表取締役 木村一義 代表取締役 寺崎悦男 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 外一者
変更後	株式会社コジマ 代表取締役 木村一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 外一者

- 3 変更の年月日 平成二十五年九月三日外
届出年月日 平成三十一年一月十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 南アルプス市農業協同組合 代表理事 小池通義、戸沢洋及び中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市白根複合施設 山梨県南アルプス市在家塚千二百七十一番地の一外
2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	巨摩野農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 小笠原潤 代表理事 秋山富士夫 山梨県南アルプス市小笠原四百五十番地 外一者	変更後	南アルプス市農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 戸沢洋 代表理事 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十番地 外一者
-----	---	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	巨摩野農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 小笠原潤 代表理事 秋山富士夫 山梨県南アルプス市小笠原四百五十番地 外一者	変更後	南アルプス市農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 戸沢洋 代表理事 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十番地 外一者
-----	---	-----	--

3 変更の年月日 平成二十九年四月二十八日外

三 届出年月日 平成三十一年一月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之 東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ甲府店 山梨県甲府市国母六丁目六百十七番三外

2 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称 府店	(仮称)ドン・キホーテ甲府店	MEGAドン・キホーテ甲府店

3 変更の年月日 平成三十一年一月二十一日

三 届出年月日 平成三十一年一月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店 山梨県甲府市中小河原一丁目十四番十二号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	コジマNEW甲府バイパス店	コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男 代表取締役 小島章利 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号	株式会社コジマ 代表取締役 木村一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男 代表取締役 小島章利 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号	株式会社コジマ 代表取締役 木村一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 変更の年月日 平成二十五年九月三日外

三 届出年月日 平成三十一年一月十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成三十一年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー
ス株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 代表取締役 赤尾主哉 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外六者	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外六者

3 変更の年月日 平成三十年十月一日

三 届出年月日 平成三十一年一月十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之	東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 MEGAドン・キホーテ甲府店
(二) 所在地 山梨県甲府市国母六丁目六百十七番三外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前零時 閉店時刻 午後十二時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	二十四時間	午前八時三十分から翌午前二時三十分まで

3 変更する年月日 平成三十一年一月二十三日

三 届出年月日 平成三十一年一月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年五月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番